

令和5年度  
第3回川口市学校給食運営審議会

日時 令和5年12月6日(水)  
午前10時 開会  
会場 川口市青木会館 3階  
B会議室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
  - (1) 学校教育部長
  - (2) 会長
- 3 議事
  - (1) 学校給食費の改定について
  - (2) その他
- 4 閉会

改正

平成23年9月26日条例第99号

川口市学校給食運営審議会条例

(設置)

第1条 学校給食の正しい普及と充実を図るため、川口市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 小、中学校長
- (3) 小、中学校PTA関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該事項に関係を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置き、教育委員会がその職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。  
(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項において「編入日」という。）から編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「15人」とあるのは、「17人」とし、編入日以後新たに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成23年9月26日条例第99号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

## 令和5年度川口市学校給食運営審議会 委員名簿

委員氏名	4条該当号	役 職 名	備 考
あさぬまよしなり 浅 沼 良 成	1号	学校法人文化学園 川口文化幼稚園理事長	4.9.4委嘱
かみやまひろし 神 山 浩	1号	一般社団法人川口市医師会理事	4.9.4委嘱
いとうこうすけ 伊 藤 公 介	1号	一般社団法人川口歯科医師会理事	4.9.4委嘱
いしがみ けい 石 神 敬	1号	川口市保健部食品衛生課長	5.6.23委嘱
すずきけいこ 鈴 木 恵 子	1号	川口市食生活改善推進員協議会 芝西支部支部長	4.9.4委嘱
あらいめぐみ 新 井 恵	2号	川口市立青木北小学校長	4.9.4委嘱
ささきさゆり 佐々木小百合	2号	川口市立神根東小学校長	4.9.4委嘱
いのうえちはる 井 上 千 春	2号	川口市立辻小学校長	4.9.4委嘱
こいできよこ 小 出 喜 代 子	2号	川口市立安行中学校長	5.6.23委嘱
くぬぎゆきよ 功 刀 幸 代	2号	川口市立戸塚西中学校長	5.6.23委嘱
あらいとしゆき 新 井 俊 之	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立十二月田中学校PTA会長	5.6.23委嘱
みのわはやと 蓑 輪 隼 人	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立神根東小学校PTA会長	5.6.23委嘱
みのわゆきえ 箕 輪 幸 枝	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立辻小学校PTA副会長	5.6.23委嘱
かさいひろえ 笠 井 裕 江	3号	公募	4.9.4委嘱

任期・・・令和5年6月23日より令和6年9月3日まで

# (案)

令和5年12月 日

川口市教育委員会  
教育長 井上 清之 様

川口市学校給食運営審議会  
会長 井上 千春

## 学校給食費について (答申)

令和5年9月22日付け学保発第48号で諮問されたことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

### 記

当審議会は、教育委員会から諮問された学校給食費について、様々な観点から審議いたしました。

川口市は平成22年以来長らく、物価変動を考慮した学校給食費の改定を行っておらず、質・量を保持した学校給食の提供を安定的に行うことが困難な状況であったため、小学校では1食あたり35円、中学校では1食あたり45円増額する学校給食費の改定が本年4月になされました。

しかしながら、今年は昨年以上に多くの食品が値上げされ、学校給食の根幹部分である主食は約10%、牛乳は約9%の値上げがあり、献立作成や食材選定においては価格の安い食材を使用することに努めているものの、食材費の支払い状況も当初の予算を上回るペースで行っている実情があります。

献立作成、食材の選定さらには調理工程の見直しなどの努力を行ったとしても、今後も価格高騰が続く可能性があることを踏まえ、改定はやむを得ないものと判断し、令和6年度の学校給食費は、小学校は302円、中学校は357円の価格が妥当であるとの結論に至りました。

また、食材の安定購入を維持するために必要となる外国産食品に関しては、使用するにあたっては安全性の担保を確認することを求めます。

最後に、令和5年度は保護者負担額を据え置いていることから、令和6年度の改定額と合わせると大きな負担増となります。そのため、段階的な負担増とするなど、保護者負担軽減策について検討することを望みます。

## 別添 学校給食費の審議資料

### 1 審議結果について

- ・令和6年度の学校給食は、小学校は302円、中学校は357円、が妥当な価格である。
- ・食材の安定購入を維持するために必要となる外国産食品の使用にあたっては、安全性の担保を確認することが必要である。
- ・保護者に掛かる新たな負担増は大きな負担となるため、段階的な負担増など、保護者目線に立った負担の求め方が必要である。

### 2 各回の審議概要について

(1) 第1回 令和5年9月26日(火)

議題 学校給食費について

#### 【委員からの主な意見】

- ・食材選定の基準はあるのか。
- ・令和6年度も国の地方創生臨時交付金は交付される予定はあるのか。

#### 【事務局からの回答】

- ・食品等選定委員会を設け選定しており、市として遺伝子組み換え食品は使用せず、できるだけ国産食材を使用することに努めているが、外国産を使用しないと厳しい現状がある。
- ・令和6年度の交付金の予定は未定である。
- ・食品等選定委員会では、1者しか製造していない物資はできるだけ避け、競争を促すよう取り組む。

(2) 第2回 令和5年10月31日(火)

議題 令和6年度の学校給食費について

#### 【委員からの主な意見】

- ・昨今の物価高騰下での子供の食育を考えた場合、学校給食費の価格を据え置くことは難しい。市として十分にいろいろと取り組んだうえでの改定である。
- ・外国産食材の活用は、食品衛生法等に基づき、数値的な資料が示されていれば、活用していくべきではないかと考える。
- ・個々の食材の安全性がいかに担保されているのかを科学的に見極めることが大事である。
- ・令和7年度以降の学校給食費について、見通しを持っておくことが必要ではないか。
- ・公費負担は今後も続くのか。
- ・給食費の改定は、保護者にとって、急で大きな負担になることは避けなければならない。
- ・保護者の目線で考えた際、少しずつの値上げになった方が良い。

#### 【事務局からの回答】

- ・令和7年度に向けて、来年も審議していく必要がある。
- ・公費負担は、市の政策となり、現時点では未定である。経済状況や市の子育て政策等を踏まえ、総合的に判断する。

### 3 令和5年度の学校給食費について

- ・昨今の物価高騰により、現行の学校給食費では質・量を保った学校給食を提供し続けていくことが困難なため、令和5年4月に学校給食費を改定。
- ・小学校は1食273円(35円増)、中学校は324円(45円増)に改定。
- ・改定による増額分については、令和5年度は国の地方創生臨時交付金を活用して市が負担し、保護者負担額は改定前の金額で据え置き。

給食費の変遷

(単位:円)

	S50	S54	S56	H3	H10	H22	H26	R5
小学校	137	154	178	208	220	232	238	273
中学校	170	188	214	244	260	272	279	324

学校給食費内訳(牛乳、主食、副食費)額の推移

【小学校】

(単位:円)

	H22	H26	R2	R3	R4	R5
牛乳	44.74	50.2	53.21	53.13	53.49	58.38
主食	45.22	47.13	51.23	52.13	52.32	57.85
副食	142.04	140.67	133.56	132.74	132.19	156.77
合計	232	238	238	238	238	273
副食割合	61.22	59.11	56.12	55.77	55.54	57.42

【中学校】

(単位:円)

	H22	H26	R2	R3	R4	R5
牛乳	44.74	50.2	53.21	53.13	53.49	58.38
主食	62.79	65.36	70.62	71.72	71.9	78.83
副食	164.47	163.44	155.17	154.15	153.61	186.79
合計	272	279	279	279	279	324
副食割合	60.47	58.58	55.62	55.25	55.06	57.65

### 4 令和5年度の学校給食の状況について

- ・学校給食費改定による増額分(小学校35円、中学校45円)を上回る物価高騰が続いている。
- ・主食(ご飯、パン、麺)や牛乳の価格が上昇し、副食料費(おかず、果物)を減額して対応。
- ・献立作成や食材選定では価格の安い食材を使用することに努めているが、食材費全般の支払い額が増加し、11月以降の献立作成単価を減額して対応。

## 5 物価高騰への対応について

### (1) 物価の動向について

- ・ 令和5年1月から10月までに値上げされた食品数は3万1,887品目で、令和4年1年間の値上げ品目数2万5,768品目を既に超えている。
- ・ 値上げの機運は、年初に比べ落ち着きつつあるが、円安傾向の長期化で、輸入食材価格は高止まりし、物流費や包装資材の価格高騰が続くことが予想される。
- ・ 令和6年以降も、断続的に値上げが続く可能性がある。

※参考 帝国データバンク「定期調査:食品主要195社」価格改定動向調査-2023年10月

### (2) 献立作成について

- ・ 食材価格の動向を注視し、価格高騰を見込んだ献立単価の提示を徹底する。
- ・ 献立作成は、予め示された献立単価内での作成を徹底する。
- ・ 価格高騰が著しい食材の使用を控えた献立作成に努める。

### (3) 食材選定について

- ・ 価格の低い食材選定を基本とし、価格高騰が著しい食材の選定は控える。
- ・ 2者以上の業者が取扱っている食材の選定となるよう、食材の規格緩和に努める。
- ・ 安全性が担保されている外国産食材の活用。

## 6 令和6年度の学校給食費について

### (1) 必要額について

物価の動向を踏まえ、令和6年度の学校給食費として必要な金額は、以下のとおりと算出する。

【令和6年度 小学校】 302円

【令和6年度 中学校】 357円

令和6年度の学校給食費

(単位:円)

	小学校			中学校		
	R5	R6	差額	R5	R6	差額
牛乳	58.38	60.13	1.75	58.38	60.13	1.75
主食	57.85	60.16	2.31	78.83	81.98	3.15
副食	156.77	180.89	24.12	186.79	214.86	28.07
合計	273	301.18	28.18	324	356.97	32.97
学校給食費	273	302	29	324	357	33
副食割合(%)	57.42	59.90	2.47	57.65	60.18	2.53

### (2) 金額の算出方法について

- ・ 牛乳及び主食は、令和5年度の単価に、令和3年度から令和5年度間の対前年単価増加率の平均値(牛乳3%、主食4%)を乗じて算出。
- ・ 副食は、令和5年度の学校給食費を算出した令和4年8月時点の副食費(小学校167.1

8円、中学校198.58円)に、令和4年8月時点から直近(令和5年8月)の「食料」の消費者物価指数1.082を乗じて算出。

消費者物価指数(さいたま市)の推移(令和4年8月～令和5年8月)

	R4.8	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8
穀類	1.000	1.037	1.032	1.023	1.052	1.064
魚介類	1.000	1.128	1.133	1.150	1.132	1.155
肉類	1.000	1.051	1.026	1.065	1.062	1.054
乳卵類	1.000	1.160	1.158	1.160	1.162	1.180
野菜・海藻	1.000	1.052	1.055	1.030	1.038	1.055
果物	1.000	0.973	1.061	1.010	1.021	1.041
食料	1.000	1.066	1.068	1.073	1.076	1.082

※総務省統計局公表の消費者物価指数(さいたま市)を基に作成

埼玉県内他市の令和5年度学校給食費の状況について (単位:円)

	小学校		中学校		現行給食費の 改定年月	
	日額	月額	日額	月額		
川口市	273	4,467	324	5,302	R5.4	
近隣市	草加市	272	4,300	324	5,100	H28.4
	さいたま市	260	4,380	317	5,130	R2.4
	蕨市	256	4,200	301	4,900	R2.4
	戸田市	244	4,000	281	4,600	H31.4
	越谷市	243	4,000	294	4,850	H27.4
その他の市	志木市	310	5,210	360	6,050	R5.4
	秩父市	290	5,400	347	6,450	H31.4
	入間市	282	4,400	336	5,100	R5.4
	朝霞市	280	4,700	315	5,300	R5.4
	熊谷市	277	4,600	334	5,500	R5.4
	飯能市	273	4,200	325	5,850	R3.4
川越市	253	4,350	303	5,250	H27.4	

※本市の令和5年度保護者負担額は、公費負担の実施により、小学校日額238円・月額3,895円、中学校日額279円・月額4,565円

(3)改定による主な効果について

- ・使用を控えている食材の活用。
- ・果物やデザート回数の増加。
- ・行事食、市産食材活用の充実。